

令和5年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月13日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第25

一般質問

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	5番	渡部正騎君	6番	戸松恵子君
	7番	山本悟君	8番	佐藤昇君
	9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
	11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
	13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	仁瓶雄介君
保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	古賀伸次君

子育て支援課長	太田貴幸君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	村上裕和君
白滝総合支所参事	長原裕一君	会計管理者	奥山隆男君
保健福祉課参事	大柳京美君	総務課長	西聡君
社会教育課長	水野徹君	選挙管理委員会事務局長	堂前政好君
監査委員事務局長	成中克也君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、5番渡部議員、9番佐藤議員を指名します。

◎日程第25 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第25 一般質問を行います。
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、秋元議員。

○2番（秋元直樹君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうからは、保育所の今後の運営についてと、保育所や児童館における冷房機器の整備について、2点質問いたします。

遠軽町内の各保育所については、築年数が50年に迫る施設が点在し、経年劣化による修繕の必要性や少子高齢化による子どもたちの減少など、今後の運営の方向性について検討が必要になってきています。

また、現在、町で設置している行政改革推進委員会においても、各保育所について検討すべき施設として一定の方向性が示されているところです。今後、行政改革推進委員会の提言や経年劣化の状況などを踏まえ、町としてどのような考えで各保育所の運営を行っていくのか、町の考えを伺います。

また、特に遠軽の保育所については、南、西、東保育所共に経年劣化が著しく、建て替えの検討が必要かと考えますが、町の考えをお聞きします。

2点目として、近年は地球温暖化の影響による夏の猛暑が続いており、道内でも熱中症で亡くなる児童が発生するなど、暑さ対策は各自治体において喫緊の課題となっております。

また、遠軽町は道内でも特に暑い日が多く、来年の夏以降に向けて何らかの方策を講じる必要があると考えます。新年度に向けて、地域の宝である子どもたちの健全な成長とかけがえのない命を守るために、保育所や児童館に施設の実情に合わせた冷房機器の整備を進めるべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

秋元議員の一つ目、保育所の今後の運営についての御質問にお答えいたします。

保育所の運営と建て替えに関して、町の考えはどの御質問ですが、運営につきましては、職員の配置状況では、現在のところ子どもの定員に対応できる保育士の配置をしており、給食調理員や清掃員など、保育士以外の職員配置もできているところですが、それぞれ少子高齢化による担い手の不足により、徐々にではありますが、配置が困難な状況になりつつあります。

また、利用児童の推移につきましては、遠軽地域の保育所では、この5年間で約30人の入所児童の減少があり、そのため、将来的には保育所再編の検討が必要になってくると考えております。

次に、遠軽地域の保育所の築年数は、3保育所とも築40年以上であり、施設の状況につきましては、屋根や建具などの不具合による修繕等も必要となっており、築年数相応の状態となっております。施設建て替えの検討につきましては、行政改革推進委員会からの助言も参考に、施設や利用の状況などを考慮した見直し評価を行った上、方向性を検討いたします。

次に、二つ目の項目の保育所や児童館における冷房機器の整備についての御質問にお答えいたします。

以前一般質問でもお答えしておりますとおり、町内各保育所や児童館の冷房機器、エアコンの設置状況は、各施設とも1台または2台のエアコンが設置されており、エアコン以外にも扇風機や冷風機を設置し、暑さ対策を行っているところで、暑さの状況により児童をエアコン設置の部屋に集め、保育をしているところでございます。

また、各施設とも屋外での水遊びを増やしたり、水分補給用の経口補水液やスポーツドリンク、塩あめなどのミネラル補給も欠かさず行い、暑さ対策をしているところであります。

冷房機器の整備についての町の考えにつきましては、以前から工夫を凝らした夏場の対策を続けていくことを第一に、保育所につきましては、各地域の気温や各施設内の室温を確認した上で、新年度において冷房機器の整備について検討いたします。

なお、児童館につきましては、以前から集会室に設置していますエアコンにて引き続き対応してまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○2番（秋元直樹君） それでは、まず1点目の保育所の運営と建て替えの部分について再質問をさせていただきます。

町の答弁においては、今後、行政改革推進委員会の答申も鑑みた上で、将来、再編のところも含めて検討されていくという御答弁だったと認識しております。ぜひ今後、現在の

各保育所が抱える課題についても十分理解した上で、今後、検討を進めていただきたいと思いをします。

現在、町内を見ますと、民間幼稚園については、国や道、また町の支援を受けながら、また、民間の各企業の自助努力もいただきながら建て替えが進み、今回のひばり幼稚園の改修完了をもって、おおむね幼稚園のほうは大体の整備が終わるところです。

幼稚園と町営の保育所では立ち位置は大きく違うものの、子どもを通わせているお母さんやお父さんの目線では大きく変わらず、ぜひ保育所も整備を進めてほしいという声や、新庁舎建設ももちろん大切なだけけれども、保育所の建て替えも検討してほしいとの声も子育て世代より聞こえてきています。そのような声があることも十分に御理解いただいた上で、ぜひ今後、早期に検討を進めていただきたく思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど答弁で申したとおり、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○2番（秋元直樹君） 早期にというところをちょっと強調させていただいたのですけれども、ぜひ検討を進めていただきたく思っています。

また、建て替えや再編の話が出ましたので、少し触れさせていただきますと、今後、検討を進めていくに当たり、考慮していただきたいところについては、町長答弁にもあったとおり、少子高齢化による子どもたちの減少、または各保育所の保育士の配置の問題に触れられておりましたけれども、ここが大きな比重を占めるのではないかと私自身は考えております。現在、特に労働人口の減少により保育士に限らず、各事業所含めて人材の減少傾向にあって、遠軽町でも現在、今後含めて、保育士の配置については苦労されていくものと思っております。

そのような現在の状況も踏まえて、保育士配置の適正化や行政改革の観点から、特に、今回質問しました3保育所を中心に、各地域や各保育所の実情も鑑みながら、再編の検討の中で、一定の集約についても検討される時期が来ているのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 集約につきましても、先ほど御答弁申し上げたと思っておりますけれども、また同じ答えになりますが、保育士の数も限られてくるし、それから子どもの数もここ数年で30名減っているという数字も出させていただきましたけれども、これはまだ続くものと考えております。そういった中で、行政改革推進委員会の助言等も参考に進めてまいりたいと思っております。

保育所に限らず、別に遠軽町だけの問題でなく、やはり人口減少というのはまだまだ進んでまいります。人口減少にあらがう対策も取りつつも、やはり現実も見ながらの政策、これがやはり日本全体で求められていくと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○2番（秋元直樹君） 再編の中で集約も含めてということで御発言をさせていただきました。1点目の質問については、以上で終わりたいと思います。

それでは、2点目、冷房機器の整備についての質問に移ります。

答弁では、保育所については、新年度予算の検討の中でというところで、前向きな御答弁だったと認識しております。保育所の件については、今後、新年度で検討されるということなので、再質問はいたしません。

また、昨日開催されました総務・文教常任委員会の中で、各学校についても、各教室や職員室など、エアコンをつけるべく実施設計を進めていくとの説明があったと聞いており、そちらについても私自身は大変うれしく思っております。

児童館については、先ほど答弁にあったとおり、気温や室温も鑑みた上で、難しいというところで、現状の中で、今やっている対策を十分図りながらやっていかれるという答弁でございました。

児童館について少し質問させていただきますが、道内の各自治体においては、財政上どうしても予算措置が難しい場合、または遠軽町の児童館のように、構造上、ガラス張りであったり、なかなかエアコンのつくスペースがなかったりだとか、あとは、各ホール、大きい空間も多いので、なかなか難しいというところは、私も各児童館を見た上で理解しているつもりです。そのような場合に、窓につけて運用ができる電気工事や排気工事を必要としないスポットエアコンの導入も道内自治体においては進んできている現状があります。スポットエアコンのメリットについては、大きな工事費がかからないこと、また、安価なことが挙げられます。デメリットとしては、大きな空間を常時涼しく保つのは難しいというところについてはデメリットでございます。ぜひ各児童館の状況に合わせてになりますが、スポットエアコンや窓エアコンの導入についても、今後検討する余地はあるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） ただいまの秋元議員の御質問についてお答えいたします。

今、秋元議員からもお話ありましたとおり、児童館の遊戯室については全面ガラス張りという状況であります。各議員の皆さん御存じだと思いますけれども、現在、集会室に、先ほど町長答弁にありましたとおり、1台設置されております。ほかにつけるとなると、先ほど言った広い部屋、遊戯室、ガラス張りの部屋になるのですけれども、そちらについては、低い位置に開閉できる窓がありません。構造上、私の背丈以上の180センチから上のところに排煙窓がついていまして、そちらのほうに設置ということになるのですけれども、低い位置にどうしても設置できないというデメリットがあります。あと、各議員の方、秋元議員も御承知だと思いますけれども、遊戯室については、子どもたちがミニバ

レー、それからバドミントンを行うぐらいの、1面と半分ぐらいなのですが、それほどの広さと、20畳から30畳近くの小上がりの部屋があります。それほど広い部屋になりますので、そこをスポットエアコンとなると、1台ではどうしても見切れないと。それを数台つけたとしても、多分あの部屋であれば、高さもありますので、そこはちょっと、費用対効果ではないのですが、そういったところでは、ちょっと難しいのではないかと判断しております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○2番（秋元直樹君） おっしゃっている部分については、私も重々理解できているつもりです。個人的に危惧しているのは、先般道教委より、昨年8月下旬以降の35度を超える記録的な猛暑を鑑み、夏休みと冬休みを合わせた年間休業日数を50日から56日に改め、増やした部分の6日間をできるだけ夏休みに隔てるようにと、道教委として見解が示されたところです。これは教育委員会への質問ではなくて、背景としてお話ししているところなのですけれども。これは、現段階では、道立高校や特別支援学校などの道立学校に向けたものではあるのですが、来年4月までには、各学校においても一定の検討はなされていくものとされているところです。

遠軽町は、来年度どのようにされるのか分かりませんが、この方針によって、夏の暑い時期に学校で過ごす時間が多少減るかわりに、働いているお父さん、お母さん方が、児童館等々に通わせる子どもたちが増えると。それにより、体調管理に関わる問題が出てくるのではないかという懸念を持っているので、今回、児童館については質問させていただいているところでございます。

先ほど説明あったとおり、集会室など数名の児童が休める程度の空間には設置されているのですけれども、大多数の児童が過ごすホールなどの空間には設置していないことから、職員の皆様の努力もあると思うのですけれども、本年は特に、非常に暑い中で過ごされたということも聞いております。児童館への設置は難しいというのも重々承知しておりますが、保育所や、この後、同僚議員が質問される各学校について、設置を進めていかれるとのことですから、ぜひ来年の児童館の運営においては、設置が難しいのであれば、今まで以上に健康に留意した、子どもたちの安心と安全を守るような対策を今まで以上に講じてほしいと思うのですが、そのような考えはありますか。

○議長（杉本信一君） 太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） ただいまの秋元議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの町長答弁のとおり、児童館については、集会室にエアコンが設置されています。それから、以前の一般質問でもこちらはお答えさせていただいているのですけれども、夏場の遊戯室については、室温30度以上になると使用を中止しまして、集会室において事業を展開している状況です。そういった形で対処しております。また、遊戯室自体も室温が上がりづらいように、南児童館については、西日の当たる方向に遮光用のビニー

ルシートのカーテンですとか、西や東児童館については、すだれ、よしずといたしますか、そういったものをつけて室温の上昇を抑えている状況です。また、遊戯室については、2台から3台の壁掛け式の扇風機を設置したり、先ほど言った小上がりの部分については、持ち運びのできる冷風機も設置していきまして、気温上昇への対処をしている状況です。今のところそういった工夫をしながら行っておりますので、来年度につきましても、それプラス何かがあれば、そういった形で、今まで以上に工夫をしてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、秋元議員の質問を終わります。

通告2番、山本議員。

○7番（山本 悟君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問いたします。

町内小中学校へのエアコンの設置について。

近年、地球温暖化が言われていますが、今年の夏も猛暑に見舞われました。そうした中、8月22日に伊達市で小学2年の児童が熱中症の可能性で病院搬送後、亡くなるという大変痛ましいことがありました。

8月23日、オホーツク管内各地で猛暑に見舞われ、遠軽町も35.6度、翌24日は34.7度を記録しました。その猛暑対策として、3校が臨時休校、6校が午前中授業で対応したとのことでした。

令和5年7月から9月まで、3か月間の遠軽町の気温は、気象庁観測によりますと、25度以上の夏日が52日、そのうち30度以上の真夏日が22日とのことでした。この夏の暑さは来年以降も続くと思われまます。

児童生徒（以下、子ども）の命を守り、健康を維持するため、また、適切な気温の中で子どもたちが積極的に学べる授業環境をつくることにより、教育の質の向上にもつながると考えますので、エアコンの設置は必要と思います。

そして、このエアコンの設置により、教職員が暑い教室で子どもたちの体調管理や指導を行うことに多くのエネルギー、体力を消耗することなく、授業、学習支援に集中できるとも考えます。

また、各学校の保健室にはエアコンが設置されていると聞いていますが、学校に通学する子ども全員、教職員、用務員、給食調理員など、学校勤務者の皆さんの生命と健康を守るには、使用頻度の多い教室、教職員室、用務員室、給食調理員が待機する部屋など、全室にエアコンの設置が必要と考えます。

令和4年1月改訂の防災ガイドマップには、風水害、雪害、地震等の災害に学校が避難所に指定されており、災害は猛暑の時期でも発生する可能性は十分にあります。災害発生時、高齢者や子ども、持病のある方などを含め、多数の町民が一時的に避難することになります。その猛暑の際、エアコンの効いた教室で避難することができれば、町民の命と健

康を保ち、安全で安心できる避難施設であると言えます。

以上のことから、小中学校の教室、教職員室、用務員室、給食調理員室など、学校勤務者が頻繁に使用する箇所にエアコンを設置すべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

山本議員の町内小中学校へのエアコンの設置についての御質問にお答えいたします。

初めに、今年8月の猛暑の対応につきましては、8月23日に熱中症警戒アラートが発表され、教育委員会といたしまして、熱中症事故の未然防止及び部活動の自粛について各学校へ通知を行っております。

また、翌24日には、町内の3小学校が臨時休業とし、六つの小中学校が給食後に下校時間を繰り上げる措置を取りました。

これまでも各学校では、猛暑の日において、授業内容の変更や比較的涼しい場所での授業など、工夫された対策を取っているところです。

教育委員会としまして、暑さ対策として、夏季休業期間の延長のほか、エアコンの設置について検討を進めており、本定例会の追加議案で、有利な交付金を活用し、実施設計委託料の補正予算の提案を予定しております。

エアコン設置の考え方としましては、令和6年度中に遠軽小学校及び望の岡分校を除いた小学校6校、中学校6校の普通教室、特別支援教室、職員室及び校長室にエアコンを設置するものです。

なお、遠軽小学校につきましては、令和7年度及び令和8年度に計画しております大規模改造工事に併せてエアコンの設置を予定しており、望の岡分校につきましては、校舎が北海道家庭学校所有のため、別途検討したいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 今、答弁の中で、猛暑対策の中で授業の変更だとかクラス替えとかで対策をされているということで分かりました。

質問の中で、今、設置する場所ということで、普通教室、特別支援教室、職員室、校長室と伺いました。私はその中で、用務員室、給食調理員の待機室などとお話したのですけれども、そこら辺のところをもう一度、昨日もお聞きしたのですけれども、詳しく聞いていませんので、もう一度お聞きしたく、お願いいたします。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

用務員室、それから給食調理員の休憩室にエアコンの設置についてということだと思いますけれども、用務員の勤務場所は日々様々でありまして、また、給食調理員は給食室での勤務のため、用務員室、それから給食調理員の休憩室は、1日を通し長い時間いる場所ではないため、設置の予定はありません。

また、用務員につきましては、職員室で休憩を取っていただくように考えております。
以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） そのような理由ならば、あえてここで言わなくてもいいかなと
思いました。

それで、今、答弁の中で、遠軽小学校が7年、8年とお聞きしました。この期間、ほか
の学校も6年度中にということでしたけれども、来年の夏、やはりエアコンのない時期を
過ごすと思うのですけれども、生徒、先生方、職員、学校関係者の健康管理についてどの
ようにお考えになっているか、お聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

遠軽小学校につきましては、先ほどの答弁のとおり、令和7年度及び8年度の大規模改
造の中でエアコンの設置を予定していると答弁したと思っておりますけれども、遠軽小学校のそ
れまでの間は、別途検討にはなりますけれども、現在考えているのは、ほかの学校のス
ポットクーラーなどの配置換え等を含めて対策していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 遠軽小学校は分かりました。エアコンが設置するまでの学校の暑
さ対策は、何か検討されているかどうかお聞きして終わりたいと思います。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えしたいと思っております。

エアコンの設置までということだと思っておりますけれども、今年の夏も各学校につきま
しては、工夫された暑さ対策で対応を取っていただいております。先ほどの中では、授業内容
の変更ですとか、涼しい場所への変更等をやっておりますし、そのほか、例えば服装の軽
装化ですとか、授業中에서도いつでも水分補給ができるような対策も今年は取られており
ました。引き続きそういった対策を含めて、学校での工夫ある中で対応していきたいと思
っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、山本議員の質問を終わります。

通告3番、8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうからは道路交通法改正（自転車のヘルメット着用努力義
務化）に伴う小中学校における指導と着用率の向上に向けた施策についてお伺いたしま
す。

自転車による交通事故防止などを目的として、令和5年4月から道路交通法が改正さ
れ、自転車を運転する際のヘルメットの着用が努力義務化されました。現在、児童生徒の

自転車乗車は許可された範囲の中での自転車通学に利用したり、塾に通うなど、主に日常の移動手段として自転車を運転する機会は相当高いと考えます。

そこで、交通事故によるけがなどを未然に防ぐことと併せ、児童生徒の安全確保という視点と子育て支援の充実という観点から、次の2点について町の見解を伺います。

1点目、現在それぞれの学校において、自転車乗車の際のヘルメット着用について、どのような指導、取組を行っているか。また、努力義務化を受けて、今後どのような指導と取組を行おうとしているのか伺います。

2番目として、ヘルメットを着用するしないは、あくまでも自己責任で行うのが基本ではありますが、努力義務化を受け、子どもの成長なども見据えた上で、当面、中学校新入生を対象に、ヘルメット着用率の向上と子育て支援という観点から、希望する生徒に対してヘルメット購入のための費用の一部を助成したり、また、あらかじめ町の予算で購入したヘルメットを贈呈するなどの施策を講ずる考え方はないでしょうか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

8番佐藤昇議員の道路交通法改正（自転車のヘルメット着用努力義務化）に伴う小中学校における指導と着用率向上に向けた施策についての1点目、学校におけるヘルメット着用の指導、取組についての御質問にお答えいたします。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

各学校でのヘルメット着用の指導、取組については、努力義務ではありますが、日常の自転車利用や自転車通学の安全確保のため、交通安全指導の実施、自転車利用時のルールやマナーの指導、学校だより、参観日、PTA総会などでヘルメット着用の必要性について指導や周知、啓発を行っています。今後につきましても、引き続き同様のヘルメット着用の指導、啓発を行っていく予定であります。

2点目の中学校新入生へのヘルメット購入費用の一部を助成したり、ヘルメットを贈呈するなどの施策の考えはないかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、児童生徒の交通安全や事故防止の推進のため、引き続き学校においてヘルメット着用の指導、啓発の取組は継続していくよう周知するとともに、ヘルメット着用と準備につきましても、御家庭で対応していただくことが基本と考えますので、現在のところヘルメット購入に対しての助成、贈呈は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それでは、1番目の関係について、まず再質問いたします。

今でも指導しているし、具体的な内容を言われましたけれども、これからも引き続き指導していきたいということでもありますけれども、1点、ちょっとお伺いしたいのですが、

小学校はどうか分からないのですが、それぞれの学校において、許可された範囲の中で自転車通学というのはされているのだらうと思えますけれども、現在、自転車通学をされている生徒のヘルメットの着用率などは、実際に把握しておられるのでしょうか。例えば、かぶってこれない生徒に対しては直接指導したり、そういったことはやられているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

自転車通学者のヘルメットの着用率ということだと思いますけれども、着用率の正確な調査は行っておりませんが、学校からの聞き取りでは、小学校は10割、生田原安国地域の中学校は8割から9割、遠軽地域の中学校は1割未満、丸瀬布・白滝地域の中学校は10割と伺っております。

また、ヘルメットを着用していない自転車通学の児童生徒への指導につきましては、先ほど答弁のとおり、日常も含めて、交通安全の指導という中でやっているところです。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 分かりました。努力義務化を受けてということですので、遠軽中学校は8割未満という今お話ありましたけれども、引き続き指導すると言っていますから、指導を強化していただきたいと思えます。

2番目の質問に移りますが、答弁の中では、私も質問の中でも言っていますが、家庭の中で責任を持ってやるべきであるという、予想どおりの答弁をいただきましたが、改正法では、努力ですから、現時点では罰せられることはないということになっています。ただ、1番目の答弁でもあったように、かぶりなさいという指導をする以上は、道路交通法の改正を踏まえて、努力といえども努力しやすい環境づくりといえますか、そういうサポートをするのが、私は一つの教育の一貫した考え方ではないかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

ヘルメットの着用については、本人、保護者の理解が重要と考えております。引き続きではありますけれども、交通安全指導や保護者等への周知、啓発を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 質問の中には書いていないのですが、差し支えがあれば答弁しなくても結構ですが、今、準要保護者に対して就学援助制度で給付対象費目がありますけれども、これは、以前にも決算審査特別委員会の中で、今の教育長にもちらっと聞いたことがあるのですが、就学援助制度の一つの費目の中に通学費というのがあります。その通学

費2,700円出ているのですか。例えば自転車通学をされている子に対して、通学費という費目の中で、例えばヘルメットを購入するための費用というのは含めることはできないのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

就学援助でのヘルメットの購入費用が入っているかどうかということだと思いますけれども、就学援助の要項では、ヘルメットの部分については対象経費としては入ってございません。今後、国の就学援助の補助区分の中で対象経費となれば、追加について、対象となるとは思いますけれども、そもそも通学費の中に、自転車に関連する用品等は入っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今回の質問の中で、新中学生を対象にと言っています。本来的には、今、在校されている生徒全部にと言いたいところですが、先ほどの1番目のところで聞いた範囲の中では、ほとんど自前でヘルメットを着用しているということですので、なぜ新1年生かということですが、子どもの成長、頭がどの程度大きくなるか分かりませんが、中学1年生から段階的に助成をしたり、あるいはヘルメットを贈呈したりという趣旨で質問項目の中に入れさせていただきました。

来年4月に新しく中学生になれる生徒というのは、遠軽町全体で150人ちょっとだと認識しておりますけれども、例えばヘルメットの価格は1,980円ぐらいから、高いものでは1万円以上するものもあると思いますけれども、例えば1人頭2,000円助成したって、2,000円掛ける150は30万円ぐらいですか、3,000円でも45万円。希望されない生徒もいらっしゃると思うので、そうなるともったかからないかもしれない。自治体によっては、中学校に上がった生徒にお祝いとしてヘルメットをプレゼントしている自治体もあると聞いています。

エアコンもつけ、ヘルメットもと思うかもしれませんが、30万円ちょっとの助成は、子育て支援の一環としてできないのかどうか、ここら辺のところを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

子育て支援という全体的な話も含めてのお話になるかと思いますが、教育委員会としま

しては、限られた財源の中で、子どもたちにとって、よりよい環境づくりに努めてまいりますので、その中の判断ということにしております。そういったことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 少しトーンが下がってしまうのですけれども、例えば低価格で数はそろわけるわけですから、どこかの業者に頼んで、あっせんをするというようなことは考えられないのかどうか、そうしたことによって、町の小売業者も一定の収益が図れるのではないかと単純に考えるのですけれども、そういったことなども考えられませんか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ヘルメット等の購入に関してのあっせん等については、学校等で行うことは考えておりませんし、全部ではありませんけれども、地域の学校によってはPTAからの寄贈ですとか、各安全協会等の団体から寄贈等を受けている学校もございます。そういった部分では、全部購入ということではありませんけれども、学校として、工夫された対応を取っている学校もございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今、努力義務化ですから、先ほど冒頭にも言いましたように、罰則はないということです。将来的には恐らくバイクや車のシートベルトと同じように義務化になるのではないかと思いますのですけれども、義務化ということになれば、いや応なしにヘルメットを、例えば通学の場合でもヘルメットをかぶらなければいけないというふうになってきます。そのときに、学校としてはどのような対応を取ろうとしているのか、将来の話ですから今お答えはできないのかもしれませんが、そこら辺のところはどういうふうに考えますか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

義務化になった場合ということだと思いますけれども、仮に義務化となった場合は、もちろん学校としては、ヘルメットの着用は当然義務という形で進んでいくと思いますし、その部分のヘルメットの助成、贈呈等につきましては、またそのときの検討になるのかと考えます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 最後の質問にします。今の答弁の最後にありましたけれども、義務化になったらその時点で考えるということだと思います。いつになるか分かりませんが、ぜひ継続して検討してもらいたいと思っています。

最後の質問にしたいと思いますが、教育長の裁量の中で、ここは決断するという考えは

ございませんか。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） 現在の教育委員会の考え方につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 以上で、8番佐藤議員の質問を終わります。

通告4番、戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ー登壇ー

私は、質問通告書に従って質問いたします。

1、小中学校の女子トイレの生理用品の配置について。

経済的な理由などで生理用品を十分に入手できない生理の貧困が問題になりました。この問題は、令和3年の9月議会で阿部議員が質問し、その答弁で、町内の小中学校の女子トイレに配置することを検討するとされていましたが、いまだ配置されていないと聞いております。令和5年度から全道の高校の女子トイレには生理用品が配置されております。生理が始まったことに気づくのはトイレの中であり、トイレットペーパーと同じように、日常的に使えるように生理用品を配置すべきだと考えますが、見解を伺います。

2番目、性被害防止の取組について。

北海道の性暴力被害の相談件数は、残念ながら2018年度355件から2022年度1,055件と急増しています。性被害当事者団体の調査では、性暴力被害を受けたときの平均年齢は15.39歳、約6割が被害直後は認識できていないという報告があります。北海道で性暴力被害に遭ったときは、性暴力被害者支援センター、通称さくらこに相談できることになっており、今年9月から男性・男児のための性暴力被害ホットラインがさくらこに開設されました。

性暴力被害は子どもに限らず、大人にもあり得ることです。さくらこのホームページを見ると、被害に遭った方に対する電話相談や医療支援等をワンストップで行う公的相談窓口です。被害を受けた際に、診療、治療の医療支援を受けることができる協力病院の一覧表を見ると、オホーツク管内は、北見市のやまかわウィメンズクリニック、網走市の厚生病院と金川医院の3件が記載されています。

これについて、次の点についてお伺いします。

1点目、町として、性暴力被害に関する相談できる体制がありますか。

2点目、被害を受けたときに、町内に協力病院が必要と考えますが、町としてはどう考えていますか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

戸松議員の一つ目の項目の小中学校の女子トイレへの生理用品の配置についての御質問にお答えいたします。

令和3年9月定例会の一般質問において、阿部議員から生理の貧困に関連し、学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応について、どのように進められているかとの御質問に対し、特に必要とされる児童生徒がいた場合に対応できるよう保健室で準備をし、トイレに配置することも含め、利用しやすい配置場所について、養護教諭と教育委員会との話し合いで検討いたしました。

現在の状況につきましては、女子トイレと保健室に生理用品を配置している学校が3校、今後、女子トイレに配置を予定している学校が1校で、残り9校が保健室に配置し、児童生徒からの申出により、健康状態を確認しながら配布しております。

日常的に使用できる生理用品の配置については、今後、学校の実情を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

戸松議員の二つ目の項目の性被害防止の取組についての御質問にお答えいたします。

国では、2020年に性犯罪、性暴力対策の強化の方針を決定し、ワンストップ支援センターにつながるための体制を整え、また、警察でも24時間対応の性犯罪被害110番で相談を受け付けています。町としましても、今回提案いたしました遠軽町犯罪被害者等支援条例による支援として取り組んでまいります。

1点目の、町として性暴力被害に関する相談できる体制がありますかとの御質問ですが、住民生活課が窓口となり、北海道と札幌市が運営を委託している性暴力被害者支援センター北海道さくらこや北海道警察、協力病院等につないでまいります。

2点目の、被害を受けたときに、町内に協力病院が必要と考えますが、町としてどう考えていますかとの御質問ですが、協力病院については、北海道が医療機関に依頼しているもので、町に権限があるものではございません。協力病院は、厚生労働省が公表している緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等を基に、北海道が協力病院として依頼しているものなどが対象となっております。

町内の医療機関に確認したところ、緊急避妊に係る診療の実績があるということですので、今後、北海道に情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 最初の生理用品の件ですけれども、各学校の状況に応じて取り組んでいただけたということでしたので、ぜひ積極的に今後も検討して取り組んでいただきたいと思います。

その後の性被害防止のところなのですが、先ほどのさくらこのハンドブックにも書いてあるのですが、性被害に遭ったときに相談したのが38.3%で、そのときの相手は友人、知人が24.1%、警察に相談したのはたった2.8%で、さらに、誰にも相談しな

かったのが58.9%ということで、実は誰にも相談できない、相談しないというところがすごく多い状況のようです。どんどん精神的にも落ち込んでいってしまうということがあるということです。

先ほどのホームページで、特に若い人なんかはSNSなどで、身近に相談できる場がこれからも必要だと思いますし、遠軽町のホームページを見たら、健康、福祉の欄に、若い人のためのDV、性暴力、SNS相談というお知らせが載っていました。私もホームページをいろいろ見たら、留寿都村のホームページには、防犯のところにさくらこのことが載っていました。ぜひこのような形で遠軽町もホームページに付け足してもらいたいと思います。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 現在のところ遠軽町のホームページにさくらこの周知はしていない状況にありますので、今後、改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ありがとうございます。

次に、先ほどの2点目の緊急避妊薬の処方の問題なのですが、先ほども言ったように、遠軽町の病院は今のところ名前が入っていないということで、今、町長の説明で、北海道からのことだということで分かりました。緊急避妊薬は、72時間以内であれば妊娠しなくて済むし、性感染症の可能性もあることから、お医者さんの診断を受けることが一番大事なことなのだとおっしゃっていますので、ぜひ遠軽にもそういう実績があるということですので、北海道のほうにも話しかけていただいて、困ったときに身近に相談できる取組をぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、そういうふうに北海道につないでまいりたいと思います。

○議長（杉本信一君） 以上で、戸松議員の質問を終わります。

11時15分まで、暫時休憩とします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告5番、阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、2点について質問いたします。

1点目は、帯状疱疹ワクチン接種への助成について。

带状疱疹について、令和4年に2回質問させていただきました。また、令和4年12月には、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を、遠軽町議会として国に提出させていただきました。令和5年11月現在、国内における公費助成状況は、326自治体が、道内では2市30町1村の33自治体で開始されています。

これまで带状疱疹は、免疫力が低下している人や高齢者のみに見られる病気でした。ところが核家族化が進み、さらに水痘ワクチンの定期接種化によって、水ぼうそうにかかる子どもが減り、大人にとっては、水ぼうそうにかかった子どもに直接触れ合う機会が減って、ブースター効果が得られないことから、高齢でなくとも带状疱疹になる人が増え、最近では2度、3度とかかる人が出ています。

予防効果の高い不活化ワクチンの接種には必要とされる2回分で計4万円以上かかることから、带状疱疹のつらさを知るも、年金生活では接種をためらう高齢者も多く、私のところにも助成を求める町民の声が届いております。

そこで、再度、带状疱疹ワクチンへの公費助成についての町の見解をお伺いいたします。

2点目、認知症の人も家族も安心な共生社会について。

認知症高齢者は、2025年には約700万人に増加すると推計されています。認知症の対象は、医療、介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護などの総合的な施策が求められます。家族や友人の認知症当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備など、総合的な対策が必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の1点目、带状疱疹ワクチン接種への助成についての御質問にお答えいたします。

再度、带状疱疹ワクチンへの公費助成について、町の見解をとの御質問ですが、過去の議員からの一般質問でもお答えしているとおり、予防接種費用助成は、感染症が流行したことによって町民の健康が脅かされるおそれがある場合、ワクチン接種の効果が明確で、集団感染予防に有効であることなどを考慮した上で実施の可否を判断することが重要であるため、新たな予防接種助成については定期接種のみ行っています。

発症や重症化を予防する带状疱疹ワクチンについては、厚生労働省の審議会において、定期接種に位置づけることの是非についての議論が行われているところです。带状疱疹ワクチンの助成については、こうした国の動向を踏まえて、本町として対応を検討していく

べきと考えております。

次に、2点目、認知症の人も家族も安心な共生社会についての御質問にお答えいたします。

認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備など、総合的な対策が必要と考えるが、町の見解をとの御質問ですが、まず、認知症サポーターについては、議員も御案内のとおり、全国では、平成17年度から養成講座が実施され、本町でも平成21年度からこれまで71回開催し、本町における認知症サポーター数は延べ2,300人を超えております。今後も取組を継続し、その普及に努めてまいります。

認知症に関する相談体制の整備などについては、平成29年度には、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行っております。

また、平成30年度からは、遠軽厚生病院を中心に、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しているところです。これらの事業は、認知症事業の総合的な対策としてこれまでも実施しているところであり、引き続き事業の充実を図っていく考えであります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 過去の質問において、带状疱疹の疾患概要、ワクチンについての説明と公費助成を訴えてまいりました。町の答弁は、今、町長が言われたように、定期接種のみ行っていくという、簡単に言えばそういうことですがけれども、予防接種に関する効果の持続性や安心性などが重要であり、国の審議会において、医学的、科学的知見などについて整理が進められているので、国の動向を踏まえて、対応を検討すべきと考えているという答弁を以前にいただいております。

1年半が経過しまして、その間、全国的に公費助成を進める自治体が、当時は13から、今は326以上と急速に増えております。この傾向は、令和5年11月現在ですが、今は、既にもっと進んでいるように伺っております。この導入状況について、町はどのように受け止めていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 我々地方自治をやっておりますから、個々の自治体の考えで様々なことをやられるのは別によろしいのではないかと考えております。私の町で逆にやっていることもありますし、一つ一つのことについて、ほかの町がどうだからこうだからということは私は、この件に関してだけでなく、ほかのことでもそういうふうと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今の御答弁ですと、確かに地方でいろいろなことをやって、遠軽町は遠軽町のやっていることはあると。確かにそうなのですが、今、現実的に抱えている町民の多くの方と言ったら、ちょっと言葉があれかもしれませんが、多くの方がこのことで悩んでいらっしゃる。このことというのは、町としてもっと積極的に取り組むべきだと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ワクチンにつきましては、今までも一貫して御答弁申し上げておりますが、我々専門的な知見を持っておりません。ほかの町はどういう考えでやっているのか私は分かりませんが、それで、国の機関で決められたものについて、私どもはワクチン接種を進めているということでございます。安全性だとか、そういうこともありますので、これは私の町では、遠軽町では慎重に考えた中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 安全性がないわけではなくて、あるから進んでいるのだと思うのですけれども、今回は、日本の疫学調査を基に、年齢層別帯状疱疹発症率を係数として、遠軽町において、一生において発症罹患数を推定した資料によりますと、令和5年1月現在、50歳以上は1万632名、帯状疱疹罹患患者数2,329名、帯状疱疹神経痛521名。65歳以上であると7,028名、帯状疱疹疾患患者数としては1,072名ということで、帯状疱疹神経痛の患者が269名という推計が出ております。

もし1年間に帯状疱疹患者数の推計によれば、医療費の試算までしてくれているのです。50歳以上で帯状疱疹にかかる方が119名だとしましたら、帯状疱疹神経痛は26名で、医療費で724万8,000円。65歳以上ですと、帯状疱疹になる方が85名、神経痛になる方が21名ということで、538万8,000円。年間に1人、帯状疱疹にかかる医療費が4万2,638円。神経痛になると12万7,079円という推計を見ました。

遠軽町における、初年度、公費をもし、町長は、やる気はないとおっしゃるのでけれども、公費助成を導入するとどうなるかという試算も推計で見ますと、半額助成ということは、不活化ワクチンと、それから生ワクチンを5対5でやった場合に、50歳以上、1万632名のうち、1%の方に助成したとしたら127万6,000円。65歳以上だと、7,028名の1%という84万3,000円。これが3%になると、50歳以上だと382万8,000円。65歳以上ですと253万円という、疫学的調査を基に推計ですが、本当に近年多くの町民が悩んでいる帯状疱疹への不安を少しでも軽減する考えはございませんか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） お答えいたします。

今の阿部議員の報告につきましては、疫学調査に基づく推計ということで、統計学的な

ものに基づくものだと考えます。現在、町で何人の方が罹患したりとか、予防接種を受けているかというのは具体的にこちらでは把握しておりませんが、前々回の阿部議員からの一般質問にもお答えしたとおり、保健師のほうで、老人クラブや面談の段階では相談に乗っておりますし、そういったところで、こういった病院で予防接種をやっていますとか、相談に乗っているところでもあります。

ワクチンの助成の導入につきましては、先ほど来、町長の答弁にもありますけれども、ワクチンの費用対効果やワクチンの有効性、それから持続期間、直近の知見を踏まえた評価や、どのタイミングの年齢の方にワクチンの助成をするのがいいのか、効果的なのか、そういった知見もまだ国のほうでは示されておられません。そういった中で、やはり公費を使うものですから、限られた公費の中で、どのように効果的なものに助成を行うのかというのも重要な考えだと思いますので、繰り返しますけれども、国の状況を見据えながら、今後も検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） あくまでも国の動向を見て、国が発信しない限りは、遠軽町はしないと判断して、受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） お金のことを私は言ったことは一度もないと思います。先ほど、それだけの効果があるとか。そうではなくて、何度も申し上げておりますけれども、ワクチン接種の効果が明確で、集団感染予防に有効であることなどを考慮した上で判断をすると。それはどこですかとなると、どこの町でやっているとかではなくて、厚生労働省のほうで、今、検討しているわけです。そこで何かいろいろな議論があるようです。効くとか効かないとかも含めて。それを踏まえた上でやるのが遠軽町の方針でずっと来ておりますので、このワクチンだけをどうのこうのということは私は考えていないということでもあります。国のほうでそういう判断が出た段階で検討させていただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 分かりました。

次に、2番目の質問なのですが、認知症に対する支援のほうを伺いました。認知症サポーター、いろいろなところで今までも、サポーターの人数が2,300人と。今現在、この人数で十分足りていると言ったらおかしいですが、どこまで進められるとか、そういうあれはあるのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） お答えいたします。

認知症サポーターの養成講座につきましては、何人いればいいとか、そういった上限を設けているものではありません。認知症サポーターの養成の趣旨としましては、認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する、そういったサポーター

を養成する目的ですので、何人いたったいいわけです。先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、今後も継続し、サポーターの普及に努めてまいりたいと考えております。

また、サポーターから、サポーターを養成するキャラバンメイトという、指導する立場になる方もいらっしゃると思います。現在、まだ20名程度ですけれども、そういったことも進めることによって、さらにサポーター養成講座を進められるように、今後も普及を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 認知症サポーターの養成は進めていらっしゃるということで、全国的にも実績として出ていますけれども、それが、実際に認知症になられた方にどういう形で関わっているかというのがちょっと見えにくいように感じるのですけれども、その点、どういうふうに把握されているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、相談体制の整備の中で大きく2つの柱があります。認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームであります。認知症初期集中支援チームにつきましては、平成30年度から遠軽厚生病院で月1回、第2水曜日に開催しているものであります。遠軽厚生病院にいらっしゃる認知症サポート医、認知症看護認定看護師、町の包括支援センターや、先ほど言った認知症支援推進員、町の担当などが集まって会議をしているところであります。

この相談の流れとしましては、包括支援センターなどで相談を受けたものについて、認知症が疑われる案件につきましては、早い段階で初期集中支援チームにかけ、先ほど言った専門医や認定看護師の指導を受けながら、適切な業務を行っているところであります。

中身につきましては、支援対象者の把握であったり情報収集、その後のアセスメント、家庭訪問やチーム会議の開催、その後のモニタリングも続けているわけであります。

相談実績につきましては、平成30年度から令和4年度でありますけれども、延べ79件行っているところであります。年平均すると16件であります。もちろん延べですから、同じ方がずっと続けて、要するにゴールがあるわけではありませんので、ある程度次に引き継がれるまでは集中支援チームの中で協議を行っているところであります。

そういった形で行っているところでありますし、また、認知症地域支援推進員につきましては、遠軽町のケアマネジャー連絡協議会と連携いたしまして、いわゆる認知症カフェ、遠軽町では「はなカフェ」と呼んでおりますけれども、月1回開催しているところであります。ここには、認知症を介護する家族の方や認知症本人の方、また、そうでない方も集まって、その中で相談を受けたりとか、認知症に対する理解を深めたりとか、認知症の方に対する理解を深めるとともに、認知症を介護されている方のケアなども行っている状況であります。近年では、遠軽高校のボランティアの生徒たちも参加しているところ

でありますし、こういった中で、相談窓口の場所の普及でしたり、認知症に対する理解を進めているところであります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 説明いただきましたので、大体見えてきたのですが、ただ、実際に町民が本当に認知症なのかどうかという、例えば独居の方が、周りの方、家族が身近にいない場合だとか、そういうときに、それをどこで判断するかというのが非常に難しい問題だと思っています。というのは、こちらから「あなた、ちょっと認知だよ」なんていうことはなかなか言えませんし、もちろんそういうところにつないでいくという、サポーターではなく、相談員でもない一般の方が実際につないでいくことというのは、ちょっと見えていないように思うのですが、そういうことを具体的に、こういう形で相談いただければというものが見えたほうが、その方をつないでいけるのかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの質問にお答えします。

まず、前提としまして、認知症だからとか、認知症の方の相談窓口とはどこかということ、できるだけ分からないように認知症の相談につなげていくのが地域包括ケアの目的であります。認知症であろうとなかろうと、軽い介護予防段階の方であろうと、そういった方たちを包括的にケアしていくのが、今現在行われている地域包括ケアシステムの構築というものですので、まずそれを理解していただきたいと思えます。

認知症の方の相談窓口につきましては、先ほどの推進員を中心に、こういった認知症ケアパスという冊子をつくって、流れが分かるようなものを配布しているところです。ホームページにも載っておりますし、各事業所にも設置しております。その中で、段階的に、軽度、中等度、重度の方が、本人の様子だったりとか、そういったものを具体的に抱えて、困ったときにどうしたらいいのかというのが書かれております。また、これは随時見直しも行っておりますので、過不足があれば、新しいものをつくっていくようにしております。

先ほど言った認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症のことを議題にはしてありますけれども、その中の説明でもしましたが、まずは地域包括支援センターに相談があった中で、認知症と疑われる方をこの会議にかけているわけです。地域包括支援センターは、認知症であろうと何であろうと、高齢者に関わる相談事全て受けているところですので、まずはそこに相談してくださいということで、包括支援センターのほうでもPRしているところですので、もしPRが足りないというのであれば、包括支援センターにも働きかけながら、推進に努めていきたいと考えております。

付け加えます。地域包括支援センター、保健福祉課介護担当、福祉担当、あと、保健師のほうも各予防事業の中で相談を受けておりますので、その中から包括支援センターにつ

なげ、認知症初期集中支援チームにつなげることは可能ですので、認知症だからとか、ないからとか、そういったことを考えずに、まずは相談していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今、認知症ケアパスのイメージということで、イメージ図、私も引っ張り出して見たのですけれども、これをもっと身近に提示していただいて、日頃からこういう状況なのだということが多くの方が分かるような感じで進めるべきではないかと。もちろん認知症だからどうのではなくて、その方も健康に毎日楽しく暮らせる状況というのは必要ですし、行き場所だとか、予防というか、これ以上進まない状況ということでは、皆さんの協力を得てやっていくことだろうと思います。

最後になりますけれども、認知症ケアパスのイメージ図、ぜひ広報とか、そういうところにきちっと出していただいて、1回出したからいいというのではなくて、図書館の案内はしょっちゅう出ているのですけれども、こういうのはなかなか出ていませんので、ぜひ今後検討していただきたいと思いますが、それを最後にしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの認知症地域支援推進員の活動としまして、9月にアルツハイマー月間というのがあります。その中で毎年図書館を中心に、そういった認知症に関する展示や普及啓発を行っているところであります。図書館はそれをやっているのですけれども、それ以外に、コープさっぽろや金融機関の協力を得て、窓口を設置して、今、阿部議員がおっしゃられた認知症ケアパスや関連普及リーフレットの設置を行って、普及啓発を行っているところであります。

また、今年につきましては、認知症に係るドキュメンタリー映画をはなカフェの中でやらせていただきました。ほかの行事も重なって、ちょっと集客が心配だったのですけれども、スタッフの地道な活動により、当初の予定に近い人が集まっていただきました。こういったことで普及活動は地道にやっておりますけれども、もちろんこれでゴールというわけではありませんので、今年、介護保険事業計画の見直しの年でもありますので、それに合わせて、来年度に向けてさらなる普及決発に向けて推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 認知症も含めて、介護も含めて、日本全体でこの問題も重要な問題です。これについて、遠軽町は、先ほどの質問ではないのですけれども、ほかの町と比べるわけではないけれども、しっかりとした体制はできていると思います。我々役場は、要するにそういう人たちがどこに行ったらいいのだという御質問だったですね。我々役場

は、正直、国の仕事も、北海道庁の仕事もほぼ来るのです。それで私、先ほど担当に、専門的な最近の福祉の部署だけではなくて、大体役場の福祉課に来るのです。それでもちゃんと振ってきますから、ただ、全員に周知の話もおっしゃっていただきましたけれども、遠軽町民の全員の一人一人に分からせるかといったら、広報なんかもそうですけれども、いろいろ言われますけれども、全員には不可能です。ただ、1人でも多くの人に周知するようなことは、町としても今後も努力を続けてまいります。ただ、どこでもいいですから、何だか介護センターとか、難しいですね、地域包括支援センターとか。まず役場の福祉課に行くと、役場に行つてというふうに言っていただいてもよろしいのかと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署名議員 渡部 正騎

署名議員 欣藤 登